

千葉県病院局特定任期付職員業績手当支給事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年千葉県条例第7号。以下「条例」という。）第20条に規定する特定任期付職員業績手当の支給に関する事務の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 特定任期付職員業績手当の支給対象となる職員は、条例第20条に定める、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員とする。

(評価の実施)

第3条 次の各号で定める区分にしたがい、それぞれの評価者は、特定任期付職員の業績について評価を行う。

- (1) 次長、市立青葉病院長及び市立海浜病院長の指揮命令の下で業務を行う特定任期付職員の評価者 それぞれ次長、市立青葉病院長及び市立海浜病院長
- (2) 前号に定める特定任期付職員以外の特定任期付職員の評価者 病院事業管理者

(千葉県病院局特定任期付職員業績評価委員会)

第4条 評価者は、前条の規定により行った評価の結果を、別に定められた期日までに、別記様式第1号により千葉県病院局特定任期付職員業績評価委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告しなければならない。

- 2 委員長は、評価者が特に顕著な業績を挙げたと評価した職員がいた場合、委員会を開くものとする。
- 3 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員で構成する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が出席し、かつ委員の半数以上が出席した場合でなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会は、対象職員が、特定任期付職員業績手当を支給するに値する特に顕著な業績を挙げたかどうかを審議する。
- 7 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会に関する事務は、管理課が所管する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特定任期付職員業績手当の支給事務について必要な事項は、次長が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

千葉県病院局特定任期付職員業績評価委員会委員

委員長	病院事業管理者
委員	次長
委員	市立青葉病院長
委員	市立海浜病院長